

著作権法による建築デザインの保護とバーチャルリアリティ空間その他コンテンツ内利用

— 米国の議論を参考に —

関 真也 (関真也法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 東海大学 総合社会科学研究所 客員講師 / 東京工業大学 非常勤講師)

Copyright Protection for Architectural Designs and Their Exploitation in Virtual Reality Space and Other Content : A Comparison with Discussions under the United States Law

Masaya Seki

Attorney-at-Law (Japan & NY), The Law Office of MASAYA SEKI/

Visiting Assistant Professor, Tokai University Research Institute of Social Sciences/Part-Time Lecturer, Tokyo Institute of Technology

【要旨】 建築物のデザインは、現実空間で実際に建設される建築物として利用されるだけでなく、映画、ゲームその他様々なコンテンツの中で再現されるなど、幅広い利活用の可能性を秘めている。最近では、バーチャルリアリティ (VR) 空間の中で現実の建築物や街全体を忠実に再現し、内外を行き来したり取引を行ったりできるようになった。そのため、建築物に関する権利者としては、VR 空間その他コンテンツ内での建築デザインの利用につき、これまでよりも強い利害関係を持つようになっており、建築デザインに係る著作権がどこまで及ぶかが重要になっている。他方、コンテンツのクリエイター等にとっても、建築デザインの利用についていかなる権利処理が必要かを的確に把握しなければならない。そこで、本稿は、建築デザインの保護の可否やコンテンツ内利用に係る権利制限に関する裁判例がある米国の議論を分析し、日本法に対する示唆を得ることを目的とする。

【キーワード】 建築の著作物 著作物性 権利制限規定 バーチャルリアリティ 米国の法

【Abstract】 Architectural designs are exploited not only for buildings constructed in the real world, but also as computer-generated objects in a virtual reality (VR) space or other various content, including motion pictures and video games. Recently, architectural structures and even a whole city were truly depicted in a VR space, enabling people to walk in and out of those virtual buildings and even to do business within the VR environments. Under such circumstances, those who own rights related to architectural designs now have greater interests regarding the uses of their architectural designs in VR spaces or other content. On the other hand, it is important for content creators to understand what rights clearances are necessary to use other's architectural designs. This article analyzes the discussions about the United States law in light of copyrightability of architectural designs and limitations of copyright regarding utilizations of architectural designs in content in order to obtain suggestions to the Japanese law.

【Keywords】 Architectural Works Copyrightability Limitations of Copyright Virtual Reality United States Law

1. はじめに

建築物をはじめとした空間デザインが、その利活用の幅を広げている。建築デザインは建築物そのものに用いられるだけではない。映画など従来のコンテンツはもちろん、バーチャルリアリティ（VR）空間での利活用も活発化している。最近では、現実の商業施設や街全体を再現したVR空間を作り出し、そこで実際に取引することができるようになるなどの実用化が進んでおり、今後このような動きがさらに加速していく可能性がある。

現実の建築物等のデザインについて意匠権による保護制度が出来上がった現在においてもなお、その保護はVR空間には及ばない。ここに、意匠権とは保護の対象・要件、権利の及ぶ範囲などが異なる著作権による空間デザインの保護を改めて検討する必要がある。VR空間の世界観やインターフェースの根幹となる建築物その他空間のデザインの保護の在り方をいち早く明確にし、適切に対処することが、この分野における文化と産業の発達のために求められていると考える。

本稿は、建築デザインに関する法改正を経て裁判例も蓄積している米国を参考に、我が国著作権法における建築デザインの保護の在り方を見直すとともに、VR空間その他コンテンツにおける空間デザインの利用と著作権法の関係についても分析し、日本法に対する示唆を得ることを目的とする。

2. 米国における建築著作物の保護

2.1. 条文の概要

米国著作権法は、第102条(a)において保護される著作物のカテゴリーを列挙しており、その中に「建築著作物」(“architectural works”)が含まれる。同法において、「建築著作物」とは、何らかの有形的な表現媒体に具現化された建築物のデザインをいい、建築物、建築計画図又は設計図を含む(第101条)¹。建築著作物には、デザインにおける空間及び要素の配列及び構成のみならず、全体的な形状を含むが、個々の標準的な特徴を含まない(同条)。

建築著作物に該当する場合、他の種類の著作物とは異なる権利制限を受ける。例えば、建造された建築著作物に係る著作権は、当該著作物が具現化された建築物が公の場所に所在し、又は公の場所から通常見ることができるときは、当該著作物の図画、絵画、写真その他の画像表現物(“pictorial representations”)を作成し、頒布し、又は公に展示することを禁止する権利を含まない(第120条(a))。また、建築著作物を具現化した建築物の所有者は、著作者等の同意を要することなく、当該建築物を改築又は破壊することができる(同条(b))²。

米国著作権法に「建築著作物」の概念が導入され、その定義及び第120条の権利制限規定が設けられたのは、1990年の建築作品著作権保護法(the Architectural Works Copyright Protection Act)(以下「AWCPA」という。)による著作権法改正時である³。これは、1989年に米国が文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に加盟したことをきっかけとするものであった(同条約第2条(1))。もっとも、AWCPAによる著作権法改正時の下院委員会報告書(以下「下院報告書」という。)によれば、建築物が、住居や投資の対象としてだけでなく、芸術作品としても中心的な役割を果たしていることなどを強調し、建築デザインが合衆国憲法第1章第8条第8項(いわゆる特許・著作権条項)における「著作」(“writing”)として十分保護に値すると述べている⁴。

2.2. AWCPA 制定前の保護状況

AWCPA 制定前の米国著作権法には、建築物のデザインそのものを保護する規定はなかった。もっとも、その当時、建築物は「実用品」⁵に該当すると解されていたことから、その実用面から別個に識別することができ、かつ、独立して存在し得る絵画、図形又は彫刻の特徴を有する場合には、その限度において、絵画、図形又は彫刻の著作物として保護を受けることができた⁶。そして、この「絵画、図形及び彫刻の著作物」(“pictorial, graphical, and sculptural works”)の定義には、建築計画図等の図面が含まれる(第101条)。ゆえに、建築デザインに関する図面は、AWCPA 制定前にも、著作物として保護の対象となり得た⁷。

しかし、かかる図面に関する保護は、その図面によって表現された構造物を建築する排他的権利までは含まないと解されていた⁸。また、AWCPA 制定前は、建築物そのものから直接コピーがされたとしても著作権侵害は成立せず、あくまで図面が無断利用されたことを立証しなければならなかった⁹。

2.3. 「建築物」の範囲

米国著作権法上、「建築物」(“building”)の定義はない。下院報告書によれば、ここにいう「建築物」とは、住宅やオフィスビルなどの居住可能な構造物(“habitable structures”)をいい、居住可能であれば、居住以外の形で人間が占有するためにデザインされた、恒久的かつ固定された構造物(教会、パーゴラ、ガゼボ及びガーデンパビリオンなど)も含まれる^{10,11}。

かかる「建築物」のデザインを、建築物そのものや図面などの有形的な表現媒体に具現化したものが「建築著作物」である。絵画、図形及び彫刻の著作物(建築計画図その他の図面を含む。)に加えて建築著作物を保護対象として追加したことにより、例えば建築著作物を設計図として表現した者は、その設計図について絵画、図形及び彫刻の著作物として保護されるだけでなく(第102条(a)(5)),同時に、その設計図に表現されたデザインについて建築著作物としての保護を受けることもできる(第102条(a)(8))¹²。

2.4. 「建築著作物」について要求される創作性のレベル

著作物が米国著作権法において保護を受けるためには、創作性が必要となる(第102条(a))¹³。

下院報告書によれば、建築著作物に要求される創作性の基準は、他の種類の著作物に適用されるものと変わらない¹⁴。新規性は必要ないし、芸術性や美術性といった主観的な判断を取り込むのは不適切であり、著作権法の基本的な原則に反すると説明されている¹⁵。また、建築著作物の実用性等に由来する特性として、編集著作物との類似性が指摘されている。すなわち、個々に見ればありふれた標準的特徴であるため保護されないとしても、その要素の選定、調整又は配列その他組合せとしての建築物のデザイ

ン全体に創作性がある場合には、著作権による保護を受けることができる¹⁶。

この点、Shine 事件判決は、著作権法における創作性とは、他人の作品をコピーしたのではなく、著作者が独立して創作したことを意味し、証明しなければならない創作性のレベルは最低限のもので足り、建築著作物についても同様である旨述べたうえで、「Shine '99」(図1参照)及び「Olympic Tower」(図2参照)と名付けられた高層ビルの模型につき、「ねじれたタワーは、以前に建設されたことがある。ダイヤモンド状のウィンドウから成るファサードがあるタワーも、以前に建設されたことがある。Olympic Tower のものと似た支持格子があるタワーも、以前に建設されたことがある。セットバックがあるタワーも、以前に建設されたことがある。しかし、被告らは、Shine '99 と Olympic Tower のいずれについても、その複数のデザイン要素の特定の組合せに創作性がないことについて何らの証拠も提出してい

図1 Shine 事件の「Shine '99」¹⁸

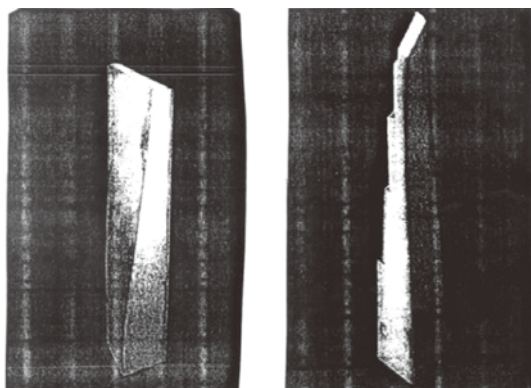
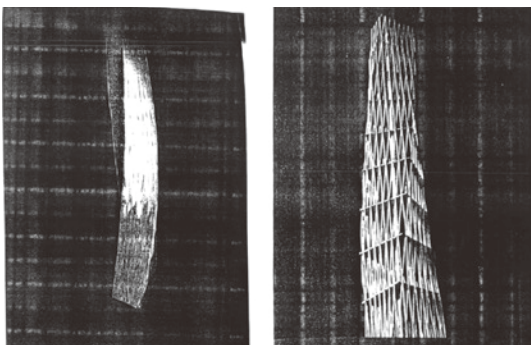


図2 Shine 事件の「Olympic Tower」



ない」と述べ、少なくとも、保護を受けるために求められる「わずかな創作性」は備えているとした¹⁷。

また、大量生産住宅（同事案において“Louisa”と呼ばれたもの）のデザインの著作物性が争われたRichmond Homes 事件において、裁判所は、Louisaは「標準的特徴から成るものであるが、これらの特徴の配置の仕方は『他の住宅と差別化するもの』」であり、「既存の間取図と調和するように様々なフロント・ファサードを創作するというMr. Martinkoのアイデアに基づく独立の成果であって、そのデザインはその前身であるHeritageと呼ばれる住宅のデザインとは異なる」こと、また、「最も注目すべきことに、Louisaは、被告らがLouisaに創作性がないことを証明するために証拠を提出した全ての住宅とは異なる。被告らの専門家証人は、当該住宅は一般的なものであって、シャーロットビル地域の他の多くの住宅と類似しており、また、その二重切妻屋根のデザインは米国建築において標準的特徴であるという漠然とした陳述をしたが、尋問を受けた際にはLouisaと混同され得る住宅を1つも明示することができなかった」などと述べ、Louisaのデザインについて創作性を認めた¹⁹。

2.5. 機能性との関係

絵画、図形及び彫刻の著作物とは別に、建築著作物というカテゴリーを新たに追加したことにより、建築著作物は、「実用品」のデザインを絵画、図形及び彫刻の著作物として保護するかどうかを判断する基準であった分離可能性という要件をクリアする必要がないことが明らかにされた^{20,21}。

例えば、前掲Richmond Homes 事件判決は、著作権による保護を建築著作物に拡大したことにより、建築著作物の機能上の目的とは関係なく、「著作権法における最低限の創作性要件を満たす限り、現代商業建築における平凡で機能的な成果物のほとんどに対して保護が及ぶ」と述べている²²。

2.6. 侵害判断の在り方

著作権侵害が成立するためには、被告の作品が原告の著作物と実質的に類似（“substantially similar”）していることが必要となる。この点、建築著作物と

して保護を受けるからといって、建築物のあらゆるデザイン要素が保護されるというわけではない。原告の著作物のうち、著作権の保護が及ぶ範囲に含まれる構成要素、すなわち創作性ある表現の部分と、被告の作品との間に類似性があるかが問われることになる²³。

下院報告書によれば、創作性に関する一般的な基準を建築著作物に取り入れる結果として、建築著作物に関する侵害判断も、他の種類の著作物に適用されるのと同じ基準によって行われる。一般論として、建築著作物だからといって、より高い類似性が求められるわけでも、保護範囲がそっくりそのままコピーされた場合に限られるというわけでもない²⁴。もっとも、建築物が機能的なものであること、個々の標準的な特徴は保護されないこと、建築著作物の創作性が、編集著作物と同様に、それ自体では保護されない要素の選定、調整又は配列等に表れやすいことなどから、建築著作物の保護範囲は狭いものと認定されやすい傾向にあるとされる²⁵。

2.7. 差止救済の可否及び条件

建築著作物に関しては、他の著作物とは別に、著作権侵害を理由とする差止請求を否定又は制限すべきであるという考え方がある²⁶。建築著作物は唯一居住可能な著作物であるから、その利用を差し止めると人間の生活に支障をきたすおそれがある。また、大規模な建築プロジェクトにおいては、非常に多くの州及び地方の許可手続を経なければならないし、設計者及び顧客のほか、貸付業者、請負業者、下請業者、組合及びサプライヤーなど多くの利害関係者がいるからである。AWCPAの法案が合衆国議会に提出された当初は、工事が「実質的に開始」される前に限って差止救済を認める旨の規定が設けられていた。

しかし、AWCPA 制定時には、かかる限定は削除された。その理由は、実際上の問題として、保護される建築著作物を具現化する建築物の工事を開始する前に、それを表現した計画図を当局に提出し承認する必要があるが、当該建築著作物の権利者は、その計画図を閲覧することによって、完成予定の建築物が権利侵害となるかどうかを判断することがで

き、かかる判断のために、費用のかかる工事遅延が生じることも少ないなどと説明されている²⁷。加えて、審議過程において、設計報酬のおよそ80%は工事が始まる前に支払われていること、また、所有者も、工事開始前に、土地代金、測量費、エンジニアリング料、建築確認等に多額の金銭を支出していることが通常であるといった実態も報告された²⁸。

また、米国では、明文による限定はなくとも、公共の利益等を考慮要素とする衡平法上の一般原則に従い、差止救済が適切であるか否かが判断される²⁹。AWCPA 導入後、eBay 事件合衆国最高裁判決は、永久的差止救済が認められるための要件として、① 回復不能な損害を被ったこと、② 制定法に基づく救済が当該損害を補償するのに不十分であること、③ 原告と被告の不利益のバランスを考慮し、衡平法上の救済が必要であること、及び④ 永久的差止めによって公共の利益が害されないことの立証を求めている³⁰。

3. 日本法との比較考察

3.1. 創作性その他の保護要件について

前述2をまとめると、建築著作物の保護可能性に関する米国著作権法の考え方の特徴として、次の3点が挙げられる。

- ① 建築著作物に求められる創作性の程度は、他のカテゴリーの著作物と変わりがない（最低限のもので足りる）。
- ② 芸術性や美術性といった主観的な判断を取り込むべきではない。
- ③ 創作性がある限り、機能性ゆえに保護が否定されることはない。

これに対し、我が国の裁判例では、「建築の著作物」一般につき、「美的な表現における創作性、すなわち造形芸術としての美術性」を有するものであることを要すると述べたものがある³¹。また、一般住宅が「建築の著作物」に該当するのは、「客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といっ

た文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合」であると述べたものがある³²。

高級注文住宅用モデルハウス事件において、裁判所は、原告建物につき、和風建築と洋風建築の各要素を「試行錯誤を経て配置、構成されていると認められるから、実用性や機能性のみならず、美的な面でそれなりの創作性を有する建築物となっていることは否定できない」と述べながら、結論として、「通常の一般住宅が備える美的要素を超える美的な創作性を有し、建築芸術といえるような美術性、芸術性を有するとはいえない」とし、建築の著作物に該当しないとしている。その結論に至る過程において、裁判所は、「原告建物のインナーバルコニーと全く同じインナーバルコニーが従前存在しなかったとしても、原告建物のインナーバルコニーは、従前から存在した通常の住宅建築のインナーバルコニーの延長上にあるものと認められ、その存在によって原告建物に美術性、芸術性があることを根拠付けるものではないというべきである」とし、また、原告建物の「棟から大きく葺き下ろされた切妻型の屋根、深い軒」などの様々な要素は、「従来の住宅建築において普通に見られたデザインや処理であり、従来の住宅建築においても、これらを含む様々な要素を組み合わせ、デザインが完成されてきたことが認められる。…原告建物におけるこれらの要素の組合せ方は、それと全く同じものが過去に存在しなかったとしても、従前の住宅建築に比して特段変わったものということとはできず、むしろ、過去の通常の住宅建築の延長上にあるものというべきである」と述べている³³。

このように、我が国の裁判例では、建築物のデザインにおける様々な要素の選択、配列その他組合せが、全体として過去に見られなかったものであったとしても、「従前の住宅建築に比して特段変わったもの」とはいえないなどの理由で、創作性又は芸術性ないし美術性を欠くものとして著作物性が否定されている。高級注文住宅用モデルハウス事件判決は、原告建物のデザインに美的な創作性があることは否定していないから、少なくとも一般住宅につき、著作物一般に通常要求されるレベルを超えた創作性を

必要とし、あるいは芸術性ないし美術性を慎重に吟味することで、著作物性を否定したと解される。この点、Shine 事件及び Richmond Homes 事件において、たとえ個別に見ればありふれた要素であっても、その組合せ全体が従前見られなかったものであれば創作性を認め、美術性、芸術性等にかかわらず保護を認めた米国の裁判例とは異なる³⁴。

我が国の近時の裁判例では、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回る創作性を有するか否かなどにつき、「客観的、外形的に見て」判断すると述べ、判断の客観性を確保するように配慮しているように見受けられる。しかしながら、「美的」創作性、「美的鑑賞の対象」性、「造形芸術としての美術性」それ自体について客観的な指標がない以上、その有無で結論を分けるのであれば結局主観的な判断とならざるを得ない。

3.2. 差止請求が認められる範囲について

我が国において建築の著作物に対する保護を認めるのが躊躇されるのは、建築物が居住するためのものであり、また、大規模なプロジェクトであれば多くの利害関係者の取引にも関わるため、著作権侵害を理由とする差止請求を認めることによる悪影響が特に大きいためであると考えられる。米国では著作権侵害が認められただけで直ちに差止請求まで認容されることにはならないが（前述 2.7）、我が国では、権利濫用など特別な事情がない限りは差止請求が認められる傾向にある。それゆえ、入り口となる著作物性の段階で保護を限定する方向で解釈・運用されていると考えられる。

しかし、そのために創作性その他著作物性の判断に主観が大きく入り込む運用となるのは好ましくない。この状況を解決するためには、例えば、ある建築物のデザインが標準的な要素の組合せである場合には全体においてデッドコピーといえる場合に限って侵害を認めるという方向性を採用するほか、権利濫用理論によって差止請求を制限し（建築の著作物については差止請求を制限する立法を探ることもあり得る）、あるいは調停制度を利用して必要最小限の設計変更等による解決を積極的に促す運用又は制度を構築することが考えられる。

いずれにせよ、AWCPA 導入時に米国がしたように、業界のニーズと実態を把握することが必要である。

4. 画像表現物に関する権利制限

4.1. 問題の所在

米国著作権法のもとでは、公の場所に所在する建築物等の写真その他の画像表現物を作成し、頒布し、又は公に展示することは、著作権侵害とならない（第 120 条（a）³⁵）。

他方で、米国著作権法は、絵画、図形及び彫刻の著作物については、第 120 条（a）に相当する権利制限を設けていない³⁶。

ところで、建築物の屋根、外壁や内部の装飾、また建築物の周囲に配置される柵や柱等の構造物に、絵画、図形又は彫刻の装飾的要素が施されることがある。このとき、その部分を建築物全体から見た「建築著作物」の一部であると評価すれば、第 120 条（a）が適用される結果、その部分を画像表現物に幅広く利用することができる。しかし、その部分だけに着目すれば、1つの「絵画、図形及び彫刻の著作物」であり、第 120 条（a）の適用はないと考えることもできる。ここに、独立した「絵画、図形及び彫刻の著作物」であるのか、それとも「建築著作物」の一部なのかを区別する必要性が生じる。

以下では、VR 空間内で 3DCG モデルとして建築物等を再現する場合も念頭に置きながら、この問題を検討したい。近時、建築物等を含む現実世界をそっくり再現した VR 空間を作り出し、現実世界におけるのと同じように建築物内外を行き来し、商業施設内で物を買ったりすることができるようになった。そこでは、現実世界をバーチャルで再現するというコンセプトのもと、建築物等は、各ユーザーのアバターが自由に活動し、各種イベントが行われる世界観、環境ないし場となるから、可能な限りリアルに忠実に再現することが要求され、安易な変更が好ましくない。また、VR 空間では高度のインタラクティブ性が求められ、アバターが 3DCG のオブジェクトに近付いたり触れたりするのに応じて、オブジェクトもリアルに忠実かつ鮮明に描写されるこ

とが求められるから、付随対象著作物の利用（日本著作権法第30条の2）に関する権利制限等も適用しづらい場合がある。加えて、VR空間内における商品・サービスの取引が活発化していくにつれて、建築物等に係る権利者としても、VR空間内における建築物等の利用について強い利害関係を持つようになっていくと予想される。したがって、我が国著作権法第46条の解釈適用の在り方がとりわけ重大な関心事となる。

4.2. Leicester 事件

Leicester 事件は、ロサンゼルスダウンタウンにある「801タワー」と呼ばれる建築物と、その南側の道路に面したストリートウォール（以下「本件ストリートウォール」ということがある。）を形成する4本のタワー（「ランタタワー」及び「スモークタワー」と呼ばれるそれぞれ2本のタワー。以下「本件タワー」と総称することがある。）が、映画「バットマン・フォーエヴァー」に登場するゴッサム第二銀行として撮影され、利用されたことから、本件タワーを含む中庭スペース（「Zanja Madre」と呼ばれる。）を設計した原告 Andres Leicester 氏（大型のパブリックアートで知られるアーティスト）が映画会社らを被告として訴えを提起した事案である³⁷。原告は、本件タワーは801タワーとは別の独立した彫刻の著作物（彫刻の著作物として登録された Zanja Madre の一部）であり、米国著作権法第120条(a)の適用を受けない旨を主張した。これに対し、第9巡回区控訴裁判所は、本件タワーは801タワーという建築著作物の一部であるから同条の権利制限が適用されるとし、原告の請求を棄却した原判決を支持した。

同裁判所は、本件タワーが建築著作物の一部であると認定した理由につき、次のように述べている。

「[本件タワー]は、[801タワー]を土地の境界線まで拡張するストリートウォールを形成している。本件ストリートウォールは、Leicester の著作物における創作的な側面ではなく、十分なマスを備えた構造によって道路との境界が定まり、かつその構造が3階よりも低くてはならないというロサンゼルス地域再開発局の要

求によって義務付けられたものである。このため、本件ウォールストリートにおける最も高い2本の柱（ランタタワー）は、3階までの高さには制限されている。」

「本件ストリートウォールは建物と調和しており、建物が土地の境界線まで続いているという印象を与える。本件ストリートウォールのタワーは、建物の一部に見えるようにデザインされている。実際に、原審は、相当な証拠に基づき、Hayes（注：801タワー計画の主要な建築士）は Leicester とともに [本件タワー] の共同著作者であると認定している。[本件タワー] の基礎は、1階から3階までの建物の付け柱と同じものであり、同じピンク色の花こう岩と緑色の大理石で構築されている。ランタタワーに施されたランタンのデザインは、建物の3階層に付けられたランタンと調和しており、これらは同じ素材で作られ、同じ高さにある。本件ストリートウォールのタワーは、建物の2本の付け柱の間に距離に調和するように配置されている。さらに、反対側の8番通りに面した角に3本のスモークタワーから成るストリートウォールがあり、当該付け柱と同じ距離を置いて配置されている。これらのタワーは、フィゲロア通り側であって建物に最も近いスモークタワーと同一である。Leicester は、8番通り側のタワーは Zanja Madre の一部ではないことを認めている。」

「Leicester は、[本件タワー] は [801タワー] から『概念的に分離可能』な彫刻の著作物であるから、独立して著作権による保護を受けることができる」と主張する。繰り返しになるが、地方裁判所はこれと異なる認定をしており、当裁判所もその認定が根拠を欠くということができない。[本件タワー] は、フィゲロア通り及び8番通りに沿って、[801タワー] を視覚的に拡張するようデザインされている。8番通りのスモークタワーは等しく統合され、フィゲロア通りのスモークタワーがフィゲロア通りで果たすのと同じ目的を8番通りで果たしている。このことは、それらが（フィゲロア通りの2本のラ

ンタンタワーとともに) [801タワー] の機能的及び建築的な技巧の一部であることの強力な証拠である。」

次に、同裁判所は、次のように述べ、建築物の実用面からの分離可能性を満たす絵画、図形及び彫刻の特徴は、AWCPAによる米国著作権法改正後も引き続き保護の対象となる旨の原告の主張を退けた。

「当裁判所は、801タワー及び保護される建築著作物を具現化した本件ストリートウォールに係る画像表現物について、原告は何らの権利も有しないと確信する。そうでなければ、建築物の画像表現物に関する著作権法第120条(a)所定の権利制限が、無意味に帰することになる。1990年、建築著作物の著作権者に初めて保護が与えられるにあたり、その権利は、公に見ることができる建築物が自由に撮影できるよう、著作権法第120条(a)によって制限された(略)。これは、フェアユースの適用に関する「アドホックな判断」に依存した従前の制度からの転換を反映したものであった。これにより、合衆国議会が、一体的な建築著作物の、全てではないにしても、一部の画像的なコピーを禁止する趣旨であったと解するのは、直観に反するであろう。」

以上のように、Leicester事件判決は、米国著作権法第120条(a)を適用するか否かを検討するに当たり、本件タワーが801タワーに関する規制を遵守するために必要なものであり、その規制に従ってデザインされたこと、建築材料、デザイン、配置等の点で本件タワーと801タワーが調和するように設計されていることなどから、本件タワーは801タワーという建築著作物の一部であると認定し、独立した彫刻の著作物としての側面があることを認めなかった。第120条(a)の立法趣旨(画像表現物における建築物の利用が果たす重要な公共の目的と著作権者の市場に対する損失の欠如のバランス)に照らし、公に見ることができる建築物の一部である以上は自由な利用を許容すべきであると考えたのであろう³⁸。

4.3. 日本法との比較考察

我が国の著作権法は、第46条において、米国著作権法第120条(a)よりも広範な権利制限規定を設けている。第46条によれば、画像表現物の作成、頒布又は展示に限らずあらゆる利用が許容されているほか、建築の著作物だけでなく、「屋外の場所に恒常的に設置」されている限り美術の著作物も第46条の権利制限の適用を受けることができる。

したがって、日本法においてLeicester事件のような問題が生じるのは、建築物の一部であると同時に、独立した絵画、彫刻等の美術の著作物でもあると評価し得るものが、建築物の屋内にある場合(屋外の場所に恒常的に設置されていない場合)である。

建築の著作物である場合、その内部(屋内)の構成要素は第46条の適用対象になると解することができる。同条の文言上、建築の著作物については、建築物の内部と外部とで同条の適用対象を区別していないからである³⁹。このため、ある屋内の構造物が建築の著作物の一部であると評価される場合には第46条による権利制限の対象となり自由に利用できるのに対し、美術の著作物で(も)ある場合には第46条が適用されないと解される余地が生じることになる。前述のとおり、VR空間内では建築物の外形だけでなく内部をも忠実に再現し、ユーザー(アバター)がその内外を行き来できるようにすることが重要であるから、その権利関係を明らかにする必要がある。

建築の著作物の側面と美術の著作物の側面の関係について判断した日本の裁判例として、ノグチ・ルーム事件決定がある⁴⁰。同決定は、「ノグチ・ルームを含めた本件建物全体と庭園は一体として、一個の建築の著作物を構成するものと認めるのが相当である。彫刻については、庭園全体の構成のみならず本件建物におけるノグチ・ルームの構造が庭園に設置される彫刻の位置、形状を考慮した上で、設計されているものであるから、谷口及びイサム・ノグチが設置した場所に位置している限りにおいては、庭園の構成要素の一部として上記の一個の建築の著作物を構成するものであるが、同時に、独立して鑑賞する対象ともなり得るものとして、それ自体が独立した美術の著作物でもあると認めることができる。」

とし、彫刻につき、建築の著作物との位置関係などを踏まえた表現上の一体性ないし結び付きがあることから、建築の著作物（の一部）であると同時に美術の著作物でもあるという性質の併存を認めている。一体性を認定するに当たって考慮した要素は Leicester 事件の認定と共通性があるといえる。

もっとも、ノグチ・ルーム事件は、第46条その他権利制限規定の適用を検討するに当たって著作物としての性質を判断したものではないことに注意すべきである。なぜなら、建築と美術の両性質を併有するとしても、第46条の解釈適用に当たり、同条の趣旨を踏まえて建築の著作物としての性質を重視し、広範な権利制限が認められると解することも可能だからである。（屋内にある）美術の著作物としての性質を併有するからといって、第46条の適用が一律に否定されると解する必然性はない⁴¹。

この点、第46条によって広範な制限が設けられているのは、誰もが自由にアクセスしうる作品の利用行為に対して権利を及ぼすと、公衆の行動の自由を過度に阻害することになりかねないからなどと説明されている⁴²。そうだとすれば、建築物の内部構造としてすでに誰もが自由にアクセスできる状態になっている彫刻等につき、建築の著作物に加えて美術の著作物としての性質も持ち併せているからといって、自由利用を否定しないのが同条の趣旨に沿った解釈であると考え⁴³。

5. おわりに

本稿では、VR技術の発達に伴い、リアルとバーチャルの両側で建築その他空間デザインの利活用が活発になっている現状に鑑み、米国を参考に建築デザインの保護の在り方を見直すとともに、VR空間その他コンテンツ内での建築デザインの利用を巡る権利関係について基礎的考察を行った。これをもとに、リアルとバーチャルの双方にとって最適な知的財産制度を目指し、引き続き研究を続けたい。

注

1 本稿における米国著作権法の和訳は、山本隆司訳「外国著作権法アメリカ編」（社団法人著作権情報センターのウェブサイト (<https://www.cric.or.jp/db/world/america.html>)) を参考に

した。

- 2 さらに、米国著作権法上、視覚芸術著作物（a “work of visual art”）（その定義につき、第101条参照）の作者には氏名表示権及び同一性保持権が与えられているが（第106A条（a））、建築物に組み込まれ又はその一部とされた視覚芸術著作物の破壊、歪曲、切除その他の改変に関しては、一定の条件のもと、同一性保持権が制限される（第113条（d）、第106A条（a）（3））。
- 3 視覚芸術著作物の同一性保持権等に関する上記第113条及び第106A条の規定が導入されたのも、同じく1990年の視覚芸術家権利法（the Visual Artists Rights Act）による。
- 4 H.R. Rep. No. 101-735, 101st Cong., 2d Sess. 12（1990）。
- 5 米国著作権法第101条が定める「実用品」（a “useful article”）の定義を参照。
- 6 いわゆる「分離可能性」（“separability”）である。米国著作権法第101条が定める「絵画、図形及び彫刻の著作物」の定義を参照。
- 7 AWCPA制定前の建築デザインの保護状況と立法過程における議論につき、より詳しくは、H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4; U.S. Copyright Office, *The Report of the Register of Copyright on Works of Architecture*, (June 19, 1989); Ruth Thomson, *Home Sweet Copyright*, 84 U. Chi. L. Rev. 495, 503-05（2017）を参照。
- 8 David Shipley, *The Architectural Works Copyright Protection Act at Twenty: Has Full Protection Made a Difference?*, 18 J. Intell. Prop. L. 1, 3（2010）; Thomson, *supra* note 7, at 504.
- 9 Thomson, *supra* note 7, at 504.
- 10 H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 19-20; 37 C.F.R. § 202.11（b）（1）; *see also* Shipley, *supra* note 8, at 11-16.
- 11 他方、その他の立体的な構造物（“three-dimensional structures”）は「建築物」に含まれない（道路橋、クローバー型立交差路、用水路、ダム及び歩道等）、AWCPAの目的はベルヌ条約を履行することであったが、橋その他居住できない立体的な構造物を保護することはベルヌ条約上要求されていないという理由で、“or three-dimensional structure” という文言が法案から削除された。H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 20.
- 12 *Id.* at 19.
- 13 米国著作権法では、創作性に加え、「固定」（“fixation”）も著作権による保護を受けるための一般的要件とされるが（同法第102条（a）、「固定」の定義につき、同法第101条）、本稿では紙幅の関係で検討を省略する。
- 14 H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 21.
- 15 *Id.*
- 16 Shipley, *supra* note 8, at 22-23; Intervest Constr., Inc. v. Canterbury Estate Homes, Inc., 554 F.3d 914（11th Cir. 2008）. ただし、その場合の保護範囲は狭いものとなりやすい。*Id.*
- 17 Shine v. Childs, 382 F. Supp. 2d 602（S.D.N.Y., 2005）.
- 18 図1及び図2ともに、画像は判決書より。
- 19 Richmond Homes Mgmt., Inc. v. Raintree, Inc., 862 F. Supp. 1517, 1524（W.D. Va. 1994）.
- 20 AWCPA制定の当時、分離可能性をどのように適用するかについての議論が錯綜しており、建築著作物がこの議論に巻き込まれないようにするためであったと説明されている。H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 20. なお、実用品に関する分離可能性については、Star Athletica事件において合衆国最高裁判所が初めて判断基準を示した（*Star Athletica, L.L.C. v. Varsity Brands, Inc.*, 137 S. Ct. 1002（2017））。この判決については、奥野弘司「判批」IPジャーナル第3号73頁（2017年）、作花文雄「詳解 著作権法（第5版）」129頁以下（ぎょうせい、2018年）、拙稿「判批」AIPPI第62巻第9号838頁（2017年）参照。
- 21 建築著作物の保護の可能性と範囲を検討するに当たって、機能性を無視してよいというわけではないとされる。この点、下院報告書は、① 全体的な形状やインテリアを含めて、創作的なデザイン要素が存在するか、及び② 当該デザイン要素が機能的に要求されるかどうか（ある機能を得る手法が複数存在するか）という二段階テストをもって判断することを想定していると述べている

- (H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 20-21). もっとも、この2点は、建築デザインが創作性を有するか否かを機能的アイデアとの関係において評価するものにすぎず、創作性とは別に、非機能的な追加的要件を課しているわけではないと解釈することが可能であると考える。
- 22 *Richmond*, 862 F. Supp. at 1525.
- 23 Shipley, *supra* note 8, at 40.
- 24 H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 21.
- 25 Shipley, *supra* note 8, at 7.
- 26 H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 13-14.
- 27 *Id.* at 14.
- 28 *Id.* at 13.
- 29 *Id.* at 14.
- 30 eBay Inc., v. MercExchange L.L.C., 547 U.S. 388 (2006).
- 31 大阪高判平成16年9月29日平成15年(ネ)第3575号・裁判所ウェブサイト(高級注文住宅用モデルハウス事件・控訴審)、東京地判平成26年10月17日平成25年(ワ)第22468号・裁判所ウェブサイト(アールシーコアログハウス調木造住宅事件)。そのほか、単に建築物であるばかりでなく「建築芸術と見られるもの」であることを要とした福島地判平成3年4月9日(平成2年(ヨ)第105号(福島シノブ設計事件))、また、建築の著作物とは、すべての建築物を対象とするのではなく、「美術の著作物と評価され得るような美的創作性を有する建築物を意味すると解される」とした大阪高判平成13年6月21日平成12年(ネ)第3128号・裁判所ウェブサイト(タウ建築設計控訴審)も参照。
- 32 前掲注31)の高級注文住宅用モデルハウス事件・控訴審及びアールシーコアログハウス調木造住宅事件。大阪地判平成15年10月30日判時1861号110頁(高級注文住宅用モデルハウス事件・第一審)も参照。
- 33 高級注文住宅用モデルハウス事件・第一審判決前掲注32)。同事件・控訴審判決前掲注31)も参照。
- 34 アールシーコアログハウス調木造住宅事件前掲注31)でも著作物性が否定されているが、同事件では、原告が主張した表現上の特徴の全て(又は一部)を備えた他の建物複数存在することが認定されていたから、高級注文住宅用モデルハウス事件とは事案が異なる点に注意を要する。
- 35 下院報告書は、この権利制限規定は著作権者と公衆の利益を調整する機能を果たすものであるとしたうえで、その趣旨を次のように説明している。「建築はパブリックアートの一つであり、そのようなものとして享受される。毎年数百万の人々が我々の都市を訪れ、その旅の思い出として、優れた建築作品の写真、ポスターその他の画像表現物を持ち帰る。また、建築に関する多数の学術書は、建築作品の写真を利用することができるからこそ成り立っている。こうした利用は、建築作品の通常の利用を妨げるものではない。かかる利用が果たす重要な公共の目的と著作権者の市場に対する損失の欠如を踏まえ、当委員会は、アドホックな判断を要求するフェアユースの法理に頼るよりも、権利制限規定を設けることを選択した。」H.R. Rep. No. 101-735, *supra* note 4, at 22.
- 36 彫刻等の所有者が当該彫刻等をその所在する場所で公に展示できるなどの権利制限はあり(第109条(c))。また、*de minimis use* やフェアユース(第107条)その他各種の著作物に共通する権利制限が適用されるが、建築著作物に関する第120条の規定に比べれば、絵画、図形及び彫刻の著作物に関する権利制限の範囲はかなり狭い。
- 37 被告となった映画会社は、撮影に当たり、デベロッパーから801タワーを撮影する許可を得ていたが、原告はその許可の範囲等も争っていた。本稿においてはそれらの点には言及せず、前述した問題意識に関する限りで検討を行う。
- 38 前掲注35参照。Leicester事件におけるFisher判事の反対意見は、次のように述べる。AWCPAの導入前においては、建築物に組み込まれた絵画、図形又は彫刻の特徴も、分離可能性を満たす限り保護される余地があった。AWCPAは、その見解経緯を見ても、かかる保護を否定するものではない。かかる見解を支持するものとして、Shipley, *supra* note 8, at 38-39.
- 39 後述するノグチ・ルーム事件決定においても、建物の一部を構成する「ノグチ・ルーム」と呼ばれる室内造作(大型の引き戸スチールサッシ、素材等が異なる三段の床、レリーフ彫刻などがあしらわれた壁面のテラコッタタイルなど)も、建築の著作物(の一部)と認定されており、建築の著作物はその内部構造も含むものとして扱われている。
- 40 東京地決平成15年6月11日判時1840号106頁。
- 41 第46条ではなく第20条第2項第2号に関してであるが、新梅田シティ「希望の壁」事件(大阪地判平成25年9月6日判時2222号93頁)は、「以上のとおり、本件庭園を著作物と認める場合には、本件土地所有者の権利行使の自由との調整が必要となるが、土地の定着物であるという面、また著作物性が認められる場合があると同時に実用目的での利用が予定される面があるという点で、問題の所在は、建築物における著作権者の権利と建築物所有者の利用権を調整する場合に類似するということができるから、その点を定める著作権法20条2項2号の規定を、本件の場合に類推適用することは、合理的と解される」と述べている。
- 42 田村善之「著作権法概説 第2版」208頁(有斐閣、2001年)。また、渋谷達紀教授は、「屋外の公開の場所であるか、屋外の非公開の場所であるか、屋内の場所であるかは、その場所で行われる著作物の利用の態様を考慮して判断すべき問題である」とし、美術館の前庭、ショーウィンドウの内側を例に挙げ、「これらの場所においては、写真撮影などによる著作物の利用は事実上自由であり、その状態は、著作物が屋外の公開の場所に恒常設置されている場合と変わりが無い。したがって、それらの場所は、屋外の公開の場所と解すべきである。駅や空港のコンコースも、屋外の公開の場所と解すべきである」と述べられている(渋谷達紀「著作権法」366頁(中央経済社、2013年))。
- 43 このように、建築物の内部に物理的にあることをもって「屋外」に恒常設置されている美術の著作物であることを否定したうえで、建築と美術の両性質を併有している場合に前者を重視し、第46条の適用を肯定する考え方のほかに、そもそも同条の趣旨に照らして「屋外」を広く柔軟に解釈することも考えられる。この点、渋谷達紀教授は、「屋外の公開の場所であるか、屋外の非公開の場所であるか、屋内の場所であるかは、その場所で行われる著作物の利用の態様を考慮して判断すべき問題である」とし、美術館の前庭、ショーウィンドウの内側を例に挙げ、「これらの場所においては、写真撮影などによる著作物の利用は事実上自由であり、その状態は、著作物が屋外の公開の場所に恒常設置されている場合と変わりが無い。したがって、それらの場所は、屋外の公開の場所と解すべきである。駅や空港のコンコースも、屋外の公開の場所と解すべきである」と述べられている(渋谷達紀「著作権法」366頁(中央経済社、2013年))。